

ディスクロージャー誌 2025

令和6年度

[令和6年4月1日から令和7年3月31日まで]

J A 加古川南

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	5
4. 事業の概況（令和6年度）	6
5. 協同活動ハイライト（令和6年度）	8
6. 農業振興活動	10
7. 地域貢献情報	10
8. リスク管理の状況	13
9. 自己資本の状況	17
10. 主な事業の内容	18

【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ	31
2. 機構図	32
3. 組合員数	33
4. 組合員組織の状況	33
5. 地区一覧	33
6. 役員構成（役員一覧）	34
7. 職員数	34
8. 事務所の名称及び所在地	35
9. 特定信用事業代理業者の状況	35

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	36
2. 損益計算書	38
3. 注記表	40
4. 剰余金処分計算書	56
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	57
6. キャッシュ・フロー計算書	58
7. 部門別損益計算書	60
8. 会計監査人の監査	60

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	61
2. 利益総括表	62
3. 資金運用収支の内訳	63
4. 受取・支払利息の増減額	63

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業	6 4
(1) 貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
(3) 内国為替取扱実績	
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
2. 共済事業	7 2
(1) 長期共済保有高	
(2) 医療系共済の共済金額保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 農業・生活その他事業取扱実績	7 4
(1) 購買事業取扱実績	
(2) 販売事業取扱実績	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 利用事業取扱実績	
(5) その他の事業取扱実績	

IV 経営諸指標

1. 利益率	7 6
2. 貯貸率・貯証率	7 6

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	7 7
2. 自己資本の充実度に関する事項	7 9
3. 信用リスクに関する事項	8 3
4. 信用リスク削減手法に関する事項	9 1
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	9 4
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	9 4
7. CVAリスクに関する事項	9 4
8. マーケット・リスクに関する事項	9 4
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	9 5
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	9 6
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	9 7
12. 金利リスクに関する事項	9 8
法定開示項目掲載ページ一覧	1 0 0

※本誌内の記載金額は、表記単位（千円もしくは百万円）未満を切り捨てし、金額表記単位（千円もしくは百万円）未満の科目については「0」、金額の全くないものは「－」で表示しています。

ごあいさつ

平素は当ＪＡの運営につき、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和６年度の日本経済は、緩やかな回復基調を受け、日本銀行が政策金利の上昇へと舵を切る年となりましたが、一方で、農業面では世界情勢の不安定化による農業生産資材価格の高騰や気候変動による異常気象が影響を及ぼした１年となりました。

このような環境のなか、令和６年度は３ヵ年計画の最終年度として『持続可能な地域農業の構築』・『豊かでくらしやすい地域共生社会の実現』・『協同組合としての役割発揮』を基本方針とした対話による事業運営と将来にわたる健全性確保に取り組んでまいりました。

営農経済事業では、地元産「ひのひかり」の全量買上・全量販売、ファーマーズ出荷者への種子・苗助成等を継続して実施し、各種講習会の開催や農作物の栽培技術向上に取り組むとともに、農家所得向上のための支援を行いました。また、管内農業を守るため「農作業支援事業」において、アグリサポートによる農作業受委託の仲介の実施、レンタル農機においては農業機械の拡充による農作業支援と維持管理費の低減につとめました。

信用事業では、組合員相談員を中心とした組合員に寄り添った相談活動により、金融仲介機能を発揮し地域の資金需要に応えるとともに、年金友の会会員への活動支援を継続し組合員の生活向上につとめました。共済事業では、ひと・いえ・くるま・農業リスクへの保障を提案し組合員の安心と満足に貢献しました。経営管理面では、自主運用とリスク管理態勢に重点をおいた効率的な経営につとめた結果、計画以上の剰余金を計上することができました。これもひとえに、みなさま方のご支援、ご協力の賜物と感謝申し上げます。

令和７年度は、新たな３ヵ年計画の初年度となります。ＪＡグループ兵庫が掲げる「共に育む地域の絆と農業の未来」を踏まえ、農業を軸とした地域活性化を支援すべく引き続き自己改革に取り組んでまいります。

本年も、ますます厳しい経営環境が続くと予想されますが、「地域になくてはならないＪＡ」「組合員に価値を提供できるＪＡ」「何でも相談してもらえるＪＡ」を目指し、「組合員が求めること」「組合員のためになること」「組合員が満足すること」を基本姿勢として役職員が力を合わせ各事業に取り組み、組合員のお役に立てるよう日々精進いたしますので、みなさま方には協同活動への積極的な参加・協力をお願いするとともに、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

加古川市南農業協同組合

代表理事組合長 岩坂 嘉邦

1. 経営理念

- J A加古川南は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- J A加古川南は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、ふれあう地域づくりに取り組みます。
- J A加古川南は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

《基本理念》

J A加古川南は、人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

- ◇ J A加古川南は、人を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、自然を大切にします。
- ◇ J A加古川南は、社会の発展に貢献します。
- ◇ J A加古川南は、豊かな暮らしの実現に貢献します。

《基本姿勢》

J A加古川南は、以下の基本姿勢をめざします。

- ◇みなさまから信頼される J A
- ◇地域から必要とされる J A
- ◇社会に誇れる J A

2. 経営方針

令和6年度の日本経済は、日本銀行の金融政策変更により長らく続いたマイナス金利政策が解除され、金利のある世界へと移行し、経済環境が大きく変化しました。景気は緩やかな回復基調にあるものの、物価高などによって組合員やJ Aが置かれている環境がますます厳しくなることが見込まれています。

このような厳しい環境のなか、J A加古川南が総合事業体としての機能を発揮していくためには、自らが環境の変化に対策を講じる必要があります。

当J Aでは、組合員の多様な声をJ A運営に反映し、地域農業の振興につとめるとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤の確立・強化をはかるため、『持続可能な地域農業の実現』・『豊かでくらしやすい地域共生社会の実現』・『協同組合としての役割発揮』を基本方針とする次期3ヵ年計画を策定し、その初年度に当たり農業者の所得増大に向けた取り組みと各事業の重点実施事項に取り組みます。

1. 農業者の所得増大に向けた取り組み

組合員相談員の営農相談活動を強化し、農作業が困難な農業者や農業後継者・定年帰農者等の支援をはかります。また、出荷者の生産意欲向上と所得増大をはかるため、地元産「ひのひかり」の全量買上・全量販売に継続して取り組みます。

水稻栽培ごよみ講習会等の開催による品質の向上や、ファーマーズ各店舗での品揃えの充実のため出荷者に種子・苗助成を継続して行い、SNSを活用した新鮮な地元産野菜のPRに取り組みます。

また、土壌診断講習会による適正な施肥の指導や、レンタル農機の利用促進、農機具の修理受付などに取り組み、農業者の生産コスト低減につとめ、持続可能な地域農業の実現を目指します。

2. 営農経済事業

- (1) 地元産「ひのひかり」を全量買上・全量販売することにより、農業者の所得増大と販売力強化につとめます。
- (2) ファーマーズ出荷者に種子・苗助成を継続して行い、出荷作物の品揃えの充実と新鮮な地元産野菜のPRに取り組み、魅力ある店舗づくりにつとめます。
- (3) 生産資材の共同購入の利用促進をはかり、組合員ニーズにあった商品の提供と生産コストの低減につとめます。
- (4) 組合員の快適な生活環境の向上と健康増進に役立つ生活物資の供給につとめます。

3. 信用事業

- (1) 組合員相談員及び窓口担当者を中心とした相談業務に取り組むとともに組合員の資産形成・運用をサポートします。
- (2) 事業間連携を通じて農業資金等の融通につとめます。
- (3) インターネットによる非対面でのローン受付体制の拡充や融資専任担当を中心とした活動により利用者の貸出金ニーズに応えます。
- (4) 「年金友の会」会員に対する優遇施策を継続し、会員の生活を支援します。
- (5) JAネットバンク・JAバンクアプリの普及をはかるとともに、店舗ではタブレット端末を活用し、利用者の利便性向上につとめます。
- (6) コンプライアンスを徹底し、堅確性向上により利用者保護につとめます。

4. 共済事業

- (1) 組合員・利用者の信頼と期待に応え、「ひと・いえ・くるま・農業リスク」の総合保障の提供を通じて豊かな生活づくりにつとめます。
- (2) 組合員・利用者本位の業務運営を行い、組合員に寄り添った安心と満足の提供にむけて、「3Q活動」に継続して取り組みます。
- (3) 入院・手術等に加え、在宅医療も保障し、最新のがん治療の費用に対応する新たな「がん共済」の普及につとめます。

- (4) 組合員の財産を守るため、火災・自然災害・地震等に備える「建物更生共済」の普及につとめます。
- (5) 自動車事故のリスクを幅広くカバーする自動車共済の普及につとめます。
- (6) J A共済webマイページ・J A共済アプリの普及をはかり、利用者の利便性向上につとめます。
- (7) コンプライアンスを徹底し、適正な商品案内と契約締結を行うとともに迅速な支払につとめます。

5. 宅地等供給事業

- (1) 組合員の所有する農地・空き家等に対する有効活用等の相談業務に取り組みます。
- (2) 次世代へのスムーズな資産継承のため、税理士等の専門家を招いたセミナーを開催し最新の情報提供につとめます。
- (3) 組合員に信頼される不動産の管理・仲介につとめます。
- (4) 「ローン・不動産相談センター」において、良質住宅の提供に取り組みます。

6. 指導事業

- (1) 相談員の訪問活動を通じて、タブレットを活用した生産現場でのよりよい営農相談活動の充実につとめます。
- (2) 「ひのひかり」の良質米栽培支援のため、引き続き農業者や後継者に向けた水稻栽培ごよみ講習会の開催や水稻病虫害発生予察調査を行います。
- (3) 土壌診断による講習会の開催により、適正な施肥の指導を行います。
- (4) アグリスクールを継続して開講し、ファーマーズ新規出荷者や地域の担い手の育成を支援します。
- (5) 安全・安心な農作物を消費者に提供するため、ファーマーズ出荷者に対し、定期的な残留農薬検査の実施と農薬使用報告書の確認・精査を徹底します。
- (6) アグリサポート（農作業受委託支援）を通じて、継続的な地域農業と農地の保全につとめます。
- (7) レンタル農機の利用促進をはかり、組合員の農業機械の更新等にかかる費用負担の低減につとめます。組合員の農作業を支援します。
- (8) 「地域社会と農とのつながり」を目指し、遊休農地を活用した収穫体験や児童を対象とした食農教育活動に取り組みます。
- (9) SNSを活用した情報発信により、ファーマーズの来店者数の向上を目指します。
- (10) 女性会による健康・生活文化活動を支援します。
- (11) 情報誌「すくえあ」により、組合員に役立つ情報提供につとめます。

7. 経営管理

(1) J A経営基盤の確立・強化

日本銀行による金融政策変更等により、成り行きシミュレーションにおいて一定水準の利益を確保できる見通しとなったものの、一方で国際情勢不安や金融資本市場の変動等の影響が懸念されるなか、J Aを取り巻く事業環境については予見が難しく、年々不確実性が増しています。持続可能な収益性や将来にわたるJ A経営の健全性を確保する観点から、以下の取り組みを通じて、経営基盤の確立・強化を引き続き進めてまいります。

- ①総合事業の成長戦略のひとつとして、事業間連携に注力し、組合員の利便性をはかり、機動力と農業協同組合の強みを活かした活動を実践してまいります。
- ②将来にわたるJ A経営の健全性を確保するため、経費の削減と内部留保を高めることで予測される各種リスクに備え、収益性の確保と経営基盤の確立・強化を進めてまいります。
- ③人材を組織の「要」と捉え、採用や教育を有効的に実践し、協同組合活動を支え、地域社会に貢献できる人材の育成をはかります。
- ④事業再編を視野に入れ、施設の整備を引き続き検討します。

(2) 組合員の多様な意見を反映したJ A運営

管内農業者の高齢化や後継者問題により正組合員が減少するなか、J Aの各事業を利用し地域農業を正組合員とともに支える准組合員は、地域共生社会の実現の側面から欠かすことのできない重要な存在です。将来にわたって持続可能な経営を行うためには、正組合員のみならず、准組合員の多様な意見をJ A運営に反映していく必要があります。以下の取り組みを進めることにより、正・准組合員の意見を適切にJ A運営に反映し、地域に必要とされるJ Aを目指してまいります。

3. 経営管理体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和6年度）

令和6年度の日本経済は緩やかな回復基調となりましたが、一方で農業面では世界情勢の不安定化による資源の高騰や気候変動による異常気象が影響を及ぼした1年となりました。また、農業従事者の高齢化や後継者不足など労働力不足が深刻化し、物流の混乱や物価上昇による農業生産資材価格の高騰など農業の持続性が脅かされています。

このような情勢のなか、当JAは堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金3億3千万円を計上することができました。

1. 営農経済事業

購買品供給・取扱高は、買取販売品である「ひのひかり」の取扱高減少に伴う仕入れ米の増加とファーマーズ店舗商品の供給増加により、1億7千9百万円となりました。買取販売品販売高は、「ひのひかり」の集荷数量の減少により、4千万円となりました。受託販売品販売高は、ファーマーズ出荷者への種子・苗助成を引き続き実施し、品揃えの充実と新鮮な地元産野菜のPRや安全・安心な野菜の販売に取り組んだ結果、4千2百万円となりました。

2. 信用事業

貯金残高は、組合員相談員による訪問活動ならびに窓口での相談活動に取り組み2,172億円となりました。貸出金残高は、休日相談会を継続して開催するとともに、インターネット申込の拡充を行うなど、利用者ニーズに対応した各種ローンや、融資専任担当を中心とした活動による住宅関連資金の提供により144億円となりました。また、相談業務を通じて資産形成・運用のための活動を展開しました。預金・有価証券残高については、預金1,897億円、有価証券121億円となりました。

3. 共済事業

組合員・利用者の保障充足に向け、ニーズに沿った「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案を行うため、組合員相談員及びスマイルサポーターを中心に3Q活動を展開した結果、保有ポイント高は550万ポイント、長期共済保有契約高は1,603億円、年金共済の保有契約高は48億円となりました。新契約ポイント高は275万ポイント、短期共済の新契約高（掛金）は自動車共済を中心に2億1千万円となりました。

4. 宅地等供給事業

相続対策セミナーの開催等、最新の有効情報を提供し組合員に寄り添った資産活用提案を行うとともに、信頼される資産の管理・仲介につとめました。

5. 指導事業

水稻病虫害発生予察調査を行い、良質米の栽培を支援しました。管内の圃場70ヶ所からサンプルを抽出して土壌分析を実施し、診断結果により講習会を行うなど適正な施肥の指導を行いました。水稻栽培ごよみ講習会・野菜栽培講習会を開催し、農作物の品質向上支援に取り組みました。農薬安全使用講習会の開催により農薬使用基準の確認を行うなど、ファーマーズ出荷者の安全に対する知識と意識の向上に取り組み

ました。野菜づくりに興味のある方、将来ファーマーズに出荷を考えている方を対象にアグリスクールを開講し、肥料・農薬の効果や正しい使い方等について座学と圃場での実習を行いました。生産コストの低減や自然環境に配慮したヘアリーベッチ（緑肥）を活用した水稻栽培講習会を開催しました。ファーマーズ出荷者を対象に農薬使用報告書による出荷前の事前点検の徹底と、定期的な残留農薬検査を実施しました。

レンタル農機として「乾燥機」「田植機」「刈払機」を追加導入するなど機材を拡充し、組合員の農業機械の更新等による費用負担の低減につとめました。アグリスポート（農作業受委託支援）に継続して取り組み、水田農業への農作業を支援しました。

2年に1度の期限切れ農薬・不要農薬の回収活動を実施しました。管内の幼稚園児を対象に遊休農地を活用した収穫体験や「ちゃぐりんフェスタ」等の食農教育活動に取り組みました。スマートフォン教室を開催し、くらしの利便性の向上をはかりました。情報誌「すくえあ」を継続して発行しました。

6. 保管事業

令和6年産米の取扱い数量は4,581袋（30kg）の集荷となり、低温倉庫を活用し地元産「ひのひかり」の品質保持につとめました。

7. 利用事業

組合員ご家族の幼児保育のため、55名の園児の情操教育につとめました。

8. 経営管理

J A経営基盤の確立・強化のため、営農経済担当・金融共済担当・融資専任担当などさまざまな組合員相談員を配置し、地域のみなさまの多様化するニーズに応える活動を各事業の連携を通して行うことで総合事業の成長戦略を実践しました。

また、管内農業者の高齢化や後継者問題により正組合員が減少するなか、当J Aでは各事業を利用し地域農業を正組合員とともに支える准組合員を「地域農業の応援団」として重要な存在と位置づけ、正組合員とともに准組合員の意見もJ A運営に反映することが重要であると認識しています。

そのため、准組合員利用者懇談会や支所運営委員会の開催、LINEを活用した組合員アンケートなどを実施することにより、正・准組合員の多様な意見をJ A運営に反映できるよう取り組みました。

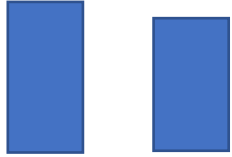
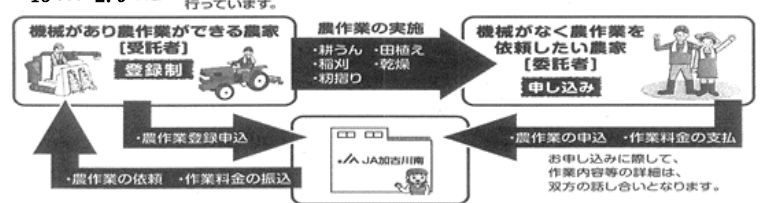
「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備し、運用しております。これらの仕組みを有効に機能させるため、その運用状況を検証し、より健全性の高い業務運営につとめました。

5. 協同活動ハイライト（令和6年度）

J A加古川南は、令和4年度より「持続可能な農業と地域づくりへの挑戦」を踏まえ、『持続可能な地域農業の構築』・『豊かでくらしやすい地域共生社会の実現』・『協同組合としての役割発揮』を基本方針として3カ年計画に取り組みました。

令和6年度の主な取り組み状況を紹介します。

1. 持続可能な地域農業の構築

項 目	取り組み状況
地元産「ひのひかり」の全量買上・全量販売	● 買上数量 5,549 袋 4,581 袋  令和5年度 令和6年度  〈米検査〉  〈低温倉庫〉
農業機械の更新等による農家負担の低減のため、レンタル農機・農業関連施設の利用促進	● レンタル件数 221 件 245 件  令和5年度 令和6年度  〈田植え機〉  〈乾燥・調製施設〉
地域農業を維持するための農地保全	仲介件数 15 件 / 2.9 ha アグリサポート（農作業受委託支援） J A加古川南では、管内の農家を支援するため、「機械がない」「農作業ができない」という農家の方に、J Aが仲介役となり農作業ができる農家の方を紹介するサービスを行っています。  ※受託者・委託者様双方のご希望条件によっては、お引き受け出来ない場合がありますのでご了承ください。
各種研修会の実施 後継者の営農支援	・アグリスクールを年10回開講（座学4回、圃場実習6回） 座学では、土づくりから肥料・農業の基礎知識を学び、圃場実習では秋冬野菜の種まきから中間管理・収穫までを行いました。 ・農業機械修理講習会／令和6年5月 参加者17名 ・水稻栽培ごよみ講習会／令和6年5月・7月・9月 開催参加者合計67名 ・ヘアリーベッチ栽培講習会／令和6年7月開催 参加者4名 ・農業安全使用講習会／令和6年8月・令和7年2月開催 参加者合計115名 ・野菜栽培講習会／令和6年8月・令和7年2月開催 参加者合計87名 ・土壌分析講習会／令和7年1月 参加者27名 ・ファーマーズ出荷者へ種子・苗助成 秋冬野菜 種子助成 220千円（出荷者59名）、苗助成 254千円（出荷者52名） 春夏野菜 種子助成 74千円（出荷者60名） ・肥料価格高騰対策として肥料費の一部助成を実施 1,688千円 ・雹による被害に対し、見舞金による支援を実施（出荷者を対象）  〈水稻栽培ごよみ講習会〉

項 目	取り組み状況
安全・安心な農作物づくりの支援	・農薬安全使用講習会の開催や資料等による農薬使用基準の確認を行うことにより、ファーマーズ出荷者の安全に対する知識と意識の向上に取り組みました。
農産物の販路拡大	・ファーマーズ出荷者の農産物販売 金融店舗 北野支所（毎週火曜日） 計 49 回 別府支所（毎週水・金曜日）計 96 回 キリン堂加古川平岡店朝市 計 6 回  〈北野支所販売〉

2.豊かでくらしやすい地域共生社会の実現

項 目	取り組み状況
地域ふれあい活動 ・食農教育活動 ・地域貢献活動 （ＪＡらしさを活かしたふれあい活動を通じて、組合員のみなさまや地域との絆を深めています）	【野口支所】 ・峠池クリーンキャンペーン参加 【北野支所】 ・野口北小学校黒大豆作り体験 ・野口北小学校・幼稚園さつまいも作り体験 ・水足町内ため池クリーン作戦参加 【平岡支所】 ・寺田池クリーン作戦&さつまいも作り体験参加 【土山支所】 ・平岡東幼稚園さつまいも作り体験 ・土山町内会ため池清掃参加 【尾上支所】 ・浜の宮小学校さつまいも収穫体験 ・若宮小学校さつまいも作り体験 ・尾上小学校野菜栽培体験 ・しおかぜ遊イング参加 【別府支所】 ・中別府町内会公園清掃活動参加 【営農経済部】 ・野口南幼稚園さつまいも収穫体験 ・野口小学校、平岡小学校、「まちたんけん」受入れ ・管内小学校４年生に食農教育こども雑誌「ちゃぐりん」を寄贈  〈水足町内会ため池クリーン作戦〉  〈野口小学校まち探検〉
組合員の多様な意見を反映したＪＡ運営	准組合員利用者懇談会、支所運営委員会を開催し、LINE を活用した組合員アンケートなどを実施することにより、正・准組合員の多様な意見をＪＡ運営に反映できるよう取り組みました。 ・准組合員利用者懇談会（２回）、支所運営委員会（７回）、農会長会（４回） ・組合員アンケート（５回）（ＪＡ加古川南利用者、女性会会員、ファーマーズ利用者、年金友の会会員、共済友の会会員）

3.協同組合としての役割発揮

項 目	取り組み状況
・総合事業体としての機能強化 ・人材育成と職場づくり ・内部統制の強化	・組合員相談員による組合員に寄り添った活動により、組合員の生活向上に貢献する提案活動につとめました。 ・ふれあい活動や研修会を通じて、協同組合理念に根ざした職員の育成につとめました。 ・「内部統制システム基本方針」に基づき、コンプライアンス、情報管理、リスク管理などさまざまな内部統制の仕組みを整備・検証し、より健全性の高い業務に取り組んでいます。

イベント、商品紹介、事業等については、当ＪＡの広報誌「すくえあ」やホームページでもご案内しております。ホームページアドレス：<https://www.jakakogawaminami.com>

6. 農業振興活動

J A加古川南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような活動に取り組んでいます。

① 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動に取り組み、安全・安心な農産物の提供につとめています。また、生産者を対象に「農薬使用安全講習会」を定期的に行い、農薬取締法やポジティブリスト制度への対応の研修を行っています。

② 県産県消の取り組み

管内3カ所にファーマーズマーケット（農産物直売所）を設置し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。また、J A間連携により農産物直売所の品揃えを充実し、県産農産物の販売に取り組めます。

③ 食育の取り組み

当J Aが経営する、くみあい保育園の給食を地元産米による米飯給食で実施しています。また、園児たちに食と農の大切さを伝えるために、ミニトマトやさつまいも栽培などの農作業体験を行っています。

7. 地域貢献情報

J A加古川南は、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興につとめるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

○ファーマーズマーケット

ファーマーズマーケット各店において、地元の安全・安心で新鮮な野菜を提供しています。

○年金友の会活動

年金友の会会員に対し貯金金利の上乗せを行っています。また、サークル活動などを通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりを支援しています。

○各相談業務

相続税対策や所得税申告書、不動産相談などについて、税理士・弁護士と連携した相談活動を実施しています。

○健康診断

共済友の会会員を対象に健康診断を年1回実施しています。

○認知症サポーターの養成とAEDの設置

安心して来店できる環境づくりのため、認知症サポーターを養成するとともに、本所・支所等にAEDを設置しています。

○各種行事への協賛、参加

加古川市農林漁業祭への参加や、消防団活動をはじめとして、地域に密着したJAを目指し、自治体などの主催する行事や活動への協賛、参加に努めています。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当座性	63,729
定期性	153,504
小 計	217,234
譲渡性	—
合 計	217,234

(2) 地域への資金供給の状況

① 貸出金残高（令和7年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	—
その他制度資金	—
農業関連融資	6
事業関連融資	3,325
住宅関連融資	9,222
生活関連融資	1,823
その他	88
合 計	14,465

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

職員の地域貢献への参加

職員においては、清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「人と自然を大切にし、社会の発展と豊かな暮らしの実現」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会やセミナー等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

営農経済センターに営農指導員を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

(3) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

新規就農者、定年帰農者など多様な担い手の方を対象にアグリスクールを継続開催しています。

(4) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支所運営、ファーマーズマーケットの運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の園児・学童と保護者に対して、農業への理解を促進するため、農業体験と収穫した農作物を使用した料理教室（ちゃぐりんフェスタ）等による食農教育活動に取り組んでいます。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

[リスク管理の方針等]

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

[コンプライアンス基本方針]

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

[コンプライアンス運営態勢]

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口：金融業務課

（電話：079-421-3738 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 J Aバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jestad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ 内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和６年３月末における自己資本比率は、１４．４５％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	加古川市南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	９，４３９百万円（前年度９，１９１百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、県税、市税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しています。また、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付なども取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗へのお振込や手形・小切手の取立業務を行っています。

◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

〔共済事業〕

組合員をはじめ地域の皆さまの生涯にわたる生活設計の確立をめざし、「ひと・いえ・くるま・農業リスクの総合保障の提供」を合言葉に長期・年金・自動車・自賠責等幅広く優れた保障の提供を行っています。

〔購買事業〕

地域との共生のなか、生産者に安心な肥料、農薬、農機具等の供給と、貸農園利用者に家庭菜園に適した環境にやさしい資材の供給を行っています。また、地元産ヒノヒカリの増産につとめ、消費者によるこんでいただける「安全で安心なおいしいお米」作りに取り組んでいます。その他快適な暮らしに役立つ商品の提供やリフォーム・白アリ防除等の事業にも取り組んでいます。

〔販売事業〕

消費者のニーズにあわせて、安全でおいしい地元産「ひのひかり」の供給をすすめています。また、地産地消の輪を拡げるため、ファーマーズマーケットを開設し、新鮮な野菜の提供につとめています。

〔指導事業〕

地域に適した営農指導を展開するとともに、安全・安心な農作物を提供するため、ファーマーズマーケットへの出荷野菜や出荷米の栽培履歴記帳運動を実践し、農薬等の適正使用に取り組んでいます。

〔利用事業〕

組合員をはじめ地域の皆さまの幼児保育のため「くみあい保育園」を経営しています。

〔宅地等供給事業〕

組合員の意向に沿う資産活用の提案や信頼される資産の管理・仲介につとめています。

貯金のご案内

貯 金 名	特 徴	預入期間	お預入れ額	対 象
総合口座	一冊の通帳に「貯める」「受取る」「支払う」「借りる」という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。給与・年金の受取、公共料金の自動支払など、おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用下さい。 (現在取扱いを停止しています。)	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上	法人 および 個人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、一時的な余裕金の運用に最適です。(給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。)	期間の定めはありません。	1円以上	個人のみ
スーパー定期	手ごろな資金の運用に最適な定期貯金です。預入時の利率は満期まで変わりません。期間設定が豊富でニーズにお応えします。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上	法人 および 個人(複利型 : 個人のみ)
大口定期貯金	1,000万円以上のまとまった余裕金の運用に最適な定期貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上	法人 および 個人
変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上	法人 および 個人(複利型 : 個人のみ)
期日指定定期貯金	利息計算は1年複利、お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引出しになれます。(希望する払戻日を1ヵ月前までに指定する必要があります。)	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未 満	個人のみ

貯 金 名		特 徴	預入期間	お預入れ額	対 象
財形貯金	一般財形貯金	お使いみちは自由で、課税対象となります。	3 年以上	1 円以上	個人のみ
	財形年金貯金	年金のお受取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上		
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上		
積立式定期貯金	エンドレス型	口座開設時に積立期間や満期日を定めず積立を行い、不意に資金が必要な時にお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1 円以上	法人 および 個人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取りいただく積立定期貯金です。	積立期間 7 か月以上 10 年以内 据置期間 1 か月以上 3 年以内		法人 および 個人
	年金型	年金のお受取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1 年 5 か月以上 (据置期間 2 か月以上 10 年以内、受取期間 3 か月以上 20 年以内)		個人のみ
定 期 積 金		ライフサイクルにあわせ、コツコツつみたてていくのに最適です。目的にあわせて、掛け金・期間が選べます。	1 年以上 7 年以内	1,000 円以上	法人 および 個人

融資(ローン)のご案内

ローン名	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間等	担保・保証
住宅資金	住宅の新築・購入（宅地を含む）・増改築・補改修・宅地内の植樹、造園資金および金融機関等の借換に必要な資金	50 万円以上 5,000 万円以内	変動金利型 特約固定金利型 1 年以上 40 年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
住宅ローン	住宅の新築・購入（宅地を含む）・増改築・補改修および金融機関等の借換に必要な資金	10 万円以上 2 億円以内	変動金利型 特約固定金利型 3 年以上 50 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)

ローン名	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間等	担保・保証
賃貸住宅・ 賃貸店舗資金	賃貸住宅・店舗の新築、増改築・補改修等および借換に必要な資金	8 億円以内	変動金利型 特約固定金利型 1 年以上 35 年以内	融資対象物件の担保徴求。場合により保証人徴求。
マイカーローン	自動車・バイクの購入、点検修理、車検費用、カー用品の購入および他金融機関等の借換に必要な資金	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 6 ヶ月以上 15 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
教育ローン	入学金や授業料など就学および他金融機関等の借換に必要な資金	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 6 ヶ月以上 15 年以内 (在学期間含む)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
カード型教育ローン	入学金や授業料、アパート家賃等の教育に必要な資金	10 万円～ 700 万円以内 (10 万円単位)	変動金利型 1 年(1 年ごとに審査により更新継続されます。)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
多目的ローン	資金使途が確認できる、生活に必要なすべての資金	1 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 6 ヶ月以上 10 年以内	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
フリーローン	生活に必要なすべての資金及び事業性資金	10 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)	変動金利型 6 ヶ月以上 10 年以内	三菱 UFJ ニコス(株)の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
カードローン	生活に必要なすべての資金	10 万円～ 500 万円以内 (10 万円単位)	変動金利型 1 年(1 年または 2 年ごとに審査により更新継続されます。)	農業信用基金協会等の保証をご利用いただきます。 (保証人原則不要)
相続税資金	相続税納付に必要な資金	20 億円以内	変動金利型 20 年以内	不動産担保徴求。 場合より保証人徴求。
アグリマイティー 資金	農業生産に直結する設備資金、運転資金。農産物の加工・流通・販売に関するための資金。地域活性化・振興を支援するための資金。発電・蓄電設備取得資金。	個人 5,000 万円以内 法人・団体 1 億円以内	変動金利型 17 年以内	農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。場合により担保・保証人徴求。

その他業務のご案内

投資信託業務	少額から投資可能で、運用の専門家が投資・運用を行い、得た成果を分配する金融商品です。また、「NISA」や「ファンドラップサービス」もご利用いただけます。投資信託は、元本の保証がされていないなど相応のリスクがありますが、その反面、収益が期待できる金融商品です。
相続・遺言 相談業務	相続・遺言に精通した専門の職員や兵庫県信連財務コンサルタントによる無料相談会や個別相談を実施しています。親身になってわかりやすくアドバイスいたします。お気軽にご相談ください。
為替サービス	全国の金融機関店舗、コンビニ ATM と為替網で結び、当 JA の窓口から振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替の取り扱いを行っています。
国債	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いを行っています。
給与振込	給与日の当日朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。
自動支払	公共料金や税金、クレジット代金などを自動で行うサービスです。
JAカード	国内外でご利用でき、キャッシュレスでショッピングや食事が楽しめるクレジットカードです。
貸金庫	全自動貸金庫サービスです。専用個室でカード・鍵・暗証番号を使用したセキュリティでプライバシーをお守りします。（野口支所店舗のみに設置）
JAネットバンク	インターネットができるパソコン・スマートフォンから、平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスがご利用できます。
JAバンク アプリ	アプリをダウンロードして簡単登録。いつでもすばやく口座残高のチェックや明細の照会ができます。また、投資信託に関する各種取引も行えるサービスです。
JAバンク アプリ プラス	JAネットバンクのサービス内容に加えて、住所・電話番号変更等がスマートフォンアプリで利用できるサービスです。
JAアンサー サービス	ご自宅やオフィスから振込や振替、残高照会等がご利用いただけるサービスです。

〔共済事業〕

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

さらに、組合員・利用者の皆様に、よりご満足いただけるよう、渉外担当者を中心に専門性の高い保障提供活動に努めていきます。

JA共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

「ひと・いえ・くるま・農業リスク」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。

組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域の皆さまのくらしのパートナーであり続けるために・・・

JA共済は、「ひと・いえ・くるま・農業リスク」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生サポートします。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方に オススメです		共済の種類		社会人 スタート	結婚	お子さまの 誕生	住宅購入	お子さまの 進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ
				20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代		
ひと	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障	終身共済	終身共済						
	貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方	万一保障と 貯蓄	養老生命共済	養老生命共済						
	一定期間、しっかりと万一の時に備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済	定期生命共済						
	ライフステージに応じた 万一保障を準備したい方	ライフステージに応じて 備える万一保障	定期生命共済(逓減期間設定型) みちびき	定期生命共済(逓減期間設定型) みちびき						
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済	引受緩和型終身共済						
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)						
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障	医療共済 メディフル	医療共済 メディフル						
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済	引受緩和型医療共済						
	がん到手厚く備えたい方	充実の がんの保障	がん共済	がん共済						
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障	生活障害共済 働くわたしの ささエール	生活障害共済 働くわたしのささエール						
いえ	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の 保障	特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール						
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の 認知症保障	認知症共済	認知症共済						
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障	介護共済	介護共済						
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障	一時払介護共済	一時払介護共済						
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード	予定利率変動型年金共済 ライフロード						
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障	こども共済	こども共済						
	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や 家財の保障	建物更生共済 むてきプラス・ My家財プラス	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス						
	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済 クルマスター	自動車共済 クルマスター						
	農業において発生するさまざまな賠償リスクに備えたい方	農業における 賠償リスクを 保障	農業者賠償責任共済 ファーマスト	農業者賠償責任共済 ファーマスト						

*他にも「一時払終身共済(平28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠責共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。

* ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただくできません。

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただくできません。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただくできません。

定期生命共済(通減期間設定型)

みちびき

お手頃な共済掛金でライフステージに応じた
必要十分な万一保障をしっかり準備

- Point 1 ライフステージに応じて保障金額を通減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な保障を準備できます。
- Point 2 通減開始時期は一定の範囲内で任意に設定可能であり柔軟な保障設計ができます。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただくできません。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

生存給付特則付

一時払終身共済(平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご活用いただけます。被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

医療共済

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が
受け取れる充実の医療保障

- Point 1** 日帰り入院※1からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。
- Point 2** 一生保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。
*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。
- Point 3** 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。
*健康祝金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。
- ※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい医療保障

- Point 1** 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2** 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生保障します。
- Point 3** 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4** 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。
- *ご契約成立後、1年以内の入院・手術放射線治療・先進医療によりお支払いする共済金の額は50%となります。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

- Point 1** 上皮内がんを含む様々な「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。
*がんに関する責任（保障）の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者ががんと診断確定された場合には、ご契約は無効とし、共済金はお支払いおよびがん診断時共済掛金払込免除特則による共済掛金の払込免除はいたしません。
- Point 2** 通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。
- Point 3** まとまった一時金が受け取れる診断保障やがん診断後の共済掛金の払込みを免除する保障など、ご意向にあわせて保障内容を自由に設計できます。

生活障害共済

働くわたしのささエール

病気やケガにより身体に障害が残ったとき
収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

- Point 1** 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
*責任開始時以後に生じた病気またはケガにより、被共済者が身体障害者福祉法に定める1～4級の身体障害状態に該当し、同法に基づき1～4級の身体障害者手帳が交付されたときにお支払いします。
- Point 2** 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。
- Point 3** 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

特定重度疾病共済

身近なリスクに

そなエール

「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に
備えられる幅広い保障

- Point 1** 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
- Point 2** 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。
- Point 3** 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

認知症共済

一生にわたって備えられる認知症の保障

- Point 1** 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
- Point 2** 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。
- Point 3** 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
*ご契約成立後は最初の1年間は認知症・軽度認知障害の保障はありません。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1** 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2** 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
*「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受取りいただくことも可能です。
- Point 3** 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

一時払介護共済

まとまった資金で
一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1** 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2** 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3** 死亡給付金は死亡共済金等の非課税枠を適用できます。
*2025年4月末現在の法令等に基づきます。

予定利率変動型年金共済 ライフロード[®]

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1** 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。*1
- Point 2** 個人年金保険料控除が受けられます。
*2 *3
- Point 3** 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4** 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

*1 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
*2 所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合。
*3 2025年4月末現在の法令等に基づきます。

こども共済

お子さま・お孫さまの
教育資金の備えと万一保障

- Point 1** 学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- Point 2** 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- Point 3** ご契約者（親族）がもしものとき*1その後の共済掛金はいただきません。*2
- Point 4** お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。*3

*1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。
*2 共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。
*3 ご契約者の年齢や健康状態に関わらず契約いただけるプランもございます。（共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合）



いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然
災害に備える

災害によるケガ
等に備える

むてきプラス むてきプラス My家財プラス

火災はもちろん、地震にも
備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への
賠償に備える

事故による
ケガ等に備える

お車の修理に備える

自動車共済 クルマスター

お車の事故による賠償やご自身と
ご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 **安心の充実保障！**
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 **頼れる各種サービス！**
24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 **お得な掛金割引！**
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とてもお得です。

農業者向け の保障

「生産」から「出荷・販売後」までに
想定される農業者に関する幅広い賠償
リスクを保障します。

※共済金のお支払いには所定の条件があります

施設賠償

生産物賠償

保管物賠償

生産物回収費用



農業において発生する
さまざまな賠償リスクを幅広く保障

- Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- Point 2 農地面積と支払い限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
- Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

Webマイページ

Webマイページはご契約者様向けのインターネットサービスです。
Web上から、契約内容の確認や、各種お手続きをすることが可能です。

Web利用で安心！便利！

安心

- メールでお知らせ
 - ご契約が成立するとメールが届いて安心
- 契約内容の確認
 - 24時間365日いつでもどこでも契約内容を確認できる
- 各種ご案内のWeb送付
 - 管理がしづらいご案内書類をスッキリ整理

便利

- 振替口座の変更
 - 共済掛金の引き落とし口座の変更もWeb上で！
- 各種 Web 手続き
 - 住所の変更や、自動車共済の継続手続きもWeb上で！
- 払込証明書のデータ発行
 - 年末調整・確定申告に利用できる控除証明データを取得できる

Webマイページでできること

■照会・データ取得

契約内容照会

契約内容(Web帳票、Web証書)が確認できます。

各種ご案内の確認

マイページ契約案内書、共済掛金払込案内書、自動車共済証書などの契約に関する各種ご案内を確認できます。

お手続き内容の照会

異動・共済金の支払履歴を確認できます。(長期共済のみ)

控除証明データの取得

年末調整や確定申告に使う電子申請用のデータを取得することができます。

■お手続き

住所・電話番号の変更

契約に登録している住所・電話番号を変更することができます。

自動車共済継続のお手続き

自動車共済の継続手続きを行うことができます。

共済掛金振替口座の変更

口座の変更を行うことができます。

未収掛金の払込み

未収になっている長期共済掛金の払込みを行うことができます。

■連絡先の管理・お問合せ

第二連絡先の登録・変更

契約に登録している連絡先のほか、第二連絡先の登録ができます。

ご家族連絡先の登録・変更

万が一の際に備えて、家族の連絡先を登録しておくことができます。

Web受付

加入先JAへ連絡を取りたい旨を通知することができます。

■メルマガ・その他

メールマガジンの配信

配信されるメールマガジンの設定変更ができます。

Webマイページ登録情報の管理

携帯電話番号やメールアドレス等、Webマイページ情報の登録・変更ができます。

契約成立時メール通知

申込した契約が成立するとメールで通知されます。(長期共済のみ)

各種情報へのリンク

資料請求や掛金試算ができるページ等へ移動することができます。

安心を、いつでも手元に。

JA共済アプリ

JA共済アプリから、契約情報の確認や、代表的なシーンごとの保障内容確認、もしものときの事故連絡、災害時および災害後の情報発信など“人生の重要な瞬間に寄り添う”機能が利用できます。

安心を、いつでも手元に。

契約者へ向けた機能・体験

- ・アプリで契約確認などの機能を利用できます。
- ・ご自身の共済契約の情報がアプリに連携され最低限のステップで事故連絡ができます。

※アプリで契約情報を表示するためには、Webマイページ登録が必要です。

分かりやすさ・使いやすさ

- ・直感的に目的のページに辿り着けます。
- ・生体認証によりつまずかずにログインできます。

Point 01

生体認証を使って簡単にログイン

生体認証を設定していただくことで、2回目以降ログインの際、JA共済ID・パスワードの入力が不要になります。



Point 02

契約確認や手続もスマートフォンから手軽に

契約内容の確認はもちろん、Webマイページに実装済の手続もスマートフォンから手軽にできます。



Point 03

事故・被災時に頼れてスムーズに連絡

事故・被災のときも、アプリさえあれば証書番号等を把握できて、JAへのご連絡もスムーズにできます。



Point 04

災害時にはプッシュ通知でご安心を提供

プッシュ通知で災害の情報や加入中のご契約をお伝えするので、いざというときに備えたり、保障内容を忘れずに確認できます。



※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

[25282020338]

(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。

「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 6 年 3 月末における残高は 1,651 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 6 年 3 月末現在で 4,785 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

【JAの概要】

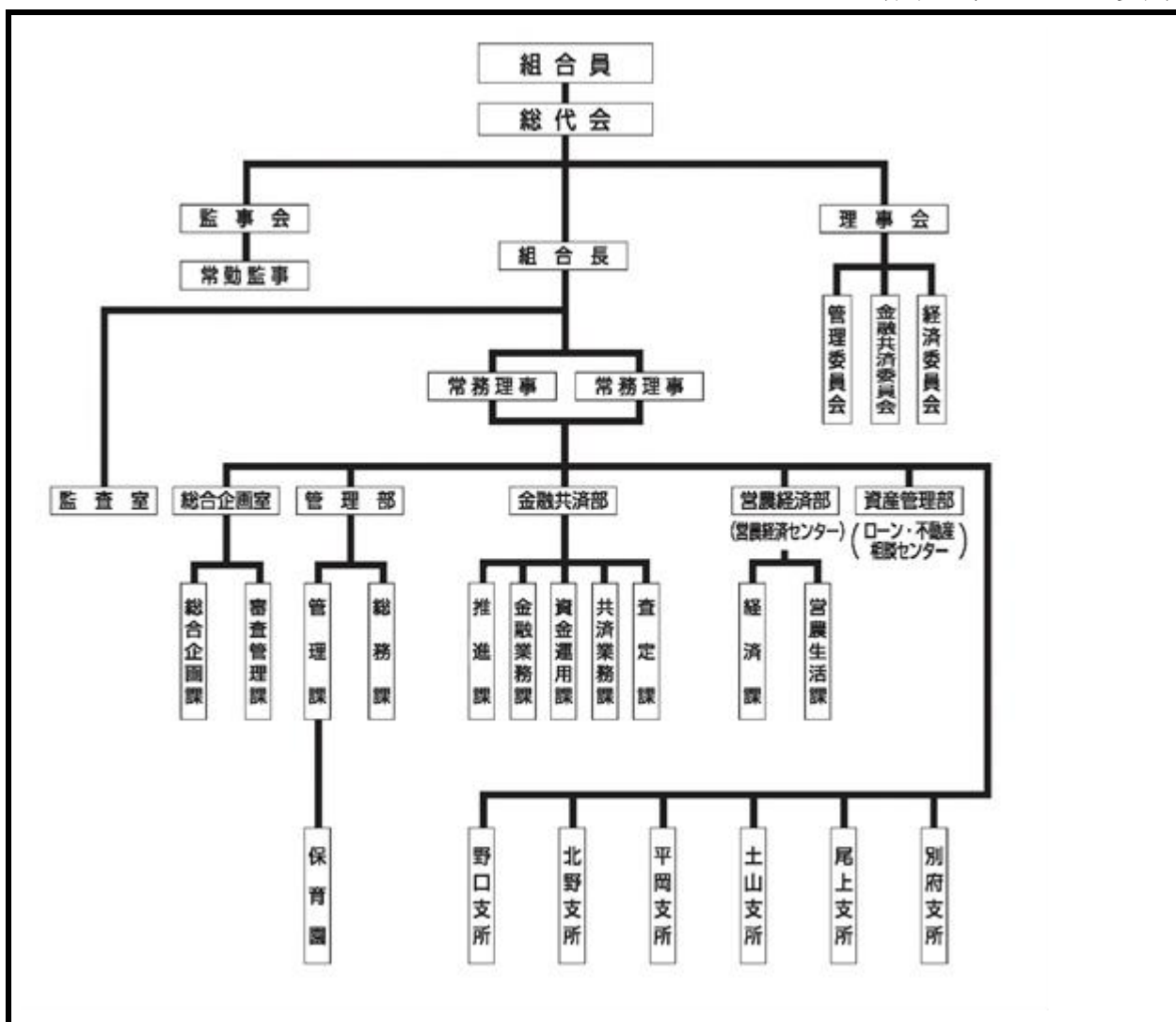
1. 沿革・あゆみ

加古川市南農業協同組合は、平成元年10月2日に、野口町・平岡町・尾上・別府町農協が合併して発足しました。

平成 元年10月	加古川市南農業協同組合 発足
平成 4年 4月	愛称を農協からJAへ改称
平成 6年 4月	監査企画室設置
平成 8年 8月	資産管理部設置
平成 9年 8月	金融共済部2課制から4課制へ
平成10年 4月	金融共済部1部制から金融部、共済部2部制へ
平成11年 4月	助けあい事務局設置
平成12年 4月	電算室設置
平成13年12月	「ファーマーズ平岡」オープン
平成14年10月	「ファーマーズ尾上」オープン
11月	「ファーマーズ野口」オープン
平成17年 4月	金融部、共済部の2部を統合し、金融共済部5課制へ 電算室を管理部電算課へ統合し、管理部3課制へ
平成23年 4月	基幹4支所営農経済店舗、本所営農経済部、ファーマーズ野口 を統合し、営農経済センターを開設
平成24年 7月	管内を加古川市に変更
平成25年 4月	総合企画室を設置、管理部電算課を総合企画室へ統合し、管理部 2課制へ、監査企画室を監査室へ、金融共済部企画推進課を推進課へ名称変更
平成28年 4月	「JA会館(本所・野口支所)・資産管理センター」オープン
平成31年 4月	金融共済部審査管理課を総合企画室へ統合し、金融共済部4課制へ
令和 2年10月	「平岡支所」オープン
11月	「ファーマーズ平岡」一時廃止
令和 3年 4月	総合企画室に、総合企画課、審査管理課を新設し2課制へ 金融共済部に、資金運用課を新設し5課制へ 営農経済部において、助けあい事務局を営農生活課へ統合
令和 4年 3月	「資産管理センター」を増築し、ローン相談センターを増設 施設の名称を「資産管理センター」から「ローン・不動産相談センター」に変更し リニューアルオープン 「ファーマーズ平岡」オープン
令和 5年10月	「尾上支所・ファーマーズ尾上」オープン

2. 機構図

(令和7年3月31日現在)



3. 組合員数

(単位：人、法人)

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減
正組合員	1,812	1,847	△35
個 人	1,811	1,846	△35
法 人	1	1	—
准組合員	11,630	11,505	125
個 人	11,615	11,490	125
法 人	15	15	—
合 計	13,442	13,352	90

4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
J A加古川南ファーマーズ マーケット運営協議会	120

5. 地区一覧

加古川市	野口町	……	本 所
			営農経済センター、ファーマーズ野口
			ローン・不動産相談センター
			野口支所、北野支所
平岡町	……	平岡支所、土山支所、ファーマーズ平岡	
尾上町	……	尾上支所、ファーマーズ尾上、くみあい保育園	
別府町	……	別府支所	

6. 役員構成（役員一覧）

（令和7年3月末現在）

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	岩 坂 嘉 邦	理 事	松 本 博 好
代 表 理 事 常 務	福 澤 高 志	理 事	中 尾 達 男
常 務 理 事	糝 谷 陽 介	理 事	角 尾 嘉 則
理 事	吉 田 正 人	理 事	山 口 高 秀
理 事	吉 本 功	理 事	大 谷 由 美 子
理 事	森 本 英 樹	理 事	穴 田 敏 子
理 事	大 亀 忠 広	常 勤 監 事	大 篠 育 生
理 事	間 處 耕 蔵	監 事	壽 賀 元 信
理 事	黒 田 育 利	監 事	橋 本 賢 造
理 事	隅 野 幸 二	員 外 監 事	真 島 隆

7. 職員数

（単位：名）

区 分	男 性	女 性	合 計
一般職員	60（3）	44（6）	104（9）
営農指導員	3（0）	0（0）	3（0）
生活指導員	0（0）	1（0）	1（0）
合 計	63（3）	45（6）	108（9）

（注）（ ）は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和7年3月現在)

店舗及び事務所名	所在地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本 所	野口町野口 55-1	079-421-3738	
営 農 経 済 セ ン タ ー	野口町野口 38-1	079-422-7244	
ローン・不動産相談センター	野口町野口 55-1	079-422-3773	
野 口 支 所	野口町野口 55-1	079-423-5121	A T M 2 台
北 野 支 所	野口町北野 1154-6	079-426-5557	A T M 1 台
平 岡 支 所	平岡町西谷 206	079-424-0151	A T M 2 台
土 山 支 所	平岡町土山 1146-3	078-942-1138	A T M 1 台
尾上支所・ファーマーズ尾上	尾上町長田 205-1	079-421-3312 079-423-0881	A T M 2 台
別 府 支 所	別府町石町 77	079-435-1019	A T M 2 台
ファーマーズ野口	野口町野口 38-1	079-422-7244	
ファーマーズ平岡	平岡町西谷 206	079-423-6712	
く み あ い 保 育 園	尾上町長田 201-4	079-424-6134	

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	217,729,285	222,872,654
(1) 現金	250,147	284,749
(2) 預金	189,790,118	194,065,836
系統預金	189,789,893	194,062,732
系統外預金	225	3,104
(3) 有価証券	12,131,640	14,347,200
国債	8,538,130	10,037,880
地方債	—	1,139,890
社債	3,593,510	3,169,430
(4) 貸出金	14,465,994	13,089,871
(5) その他の信用事業資産	1,122,316	1,141,598
未収収益	71,771	24,766
その他の資産	1,050,544	1,116,832
(6) 貸倒引当金	△30,931	△56,602
2 共済事業資産	2,424	2,087
3 経済事業資産	38,812	39,780
(1) 経済事業未収金	9,129	12,424
(2) 棚卸資産	29,379	27,053
購買品	9,224	9,439
買取販売品	18,097	14,175
その他の棚卸資産	2,057	3,438
(3) その他の経済事業資産	303	302
4 雑資産	89,129	112,547
(1) 雑資産	89,129	112,547
5 固定資産	1,171,462	1,216,431
(1) 有形固定資産	1,171,462	1,216,431
建物	1,380,971	1,380,971
機械装置	55,078	48,076
土地	372,921	372,921
その他の有形固定資産	172,570	195,370
減価償却累計額(控除)	△810,078	△780,907
6 外部出資	7,363,720	7,362,250
(1) 系統出資	7,302,073	7,302,073
(2) 系統外出資	61,647	60,177
7 繰延税金資産	234,741	229,209
資産の部合計	226,629,576	231,834,961

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和5年度 (令和6年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	217,753,548	222,046,943
(1) 貯金	217,234,509	219,721,624
(2) 借入金	—	1,730,000
(2) その他の信用事業負債	519,039	595,319
未払費用	107,907	88,303
その他の負債	411,132	507,015
2 共済事業負債	539,715	593,512
(1) 共済資金	376,776	430,681
(2) 未経過共済付加収入	158,722	158,068
(3) その他の共済事業負債	4,216	4,762
3 経済事業負債	33,998	27,776
(1) 経済事業未払金	9,499	14,260
(2) 経済受託債務	24,218	12,607
(3) その他の経済事業負債	280	908
4 雑負債	128,915	129,186
(1) 未払法人税等	73,447	61,664
(2) その他の雑負債	55,467	67,522
5 諸引当金	794,744	794,980
(1) 賞与引当金	53,904	55,144
(2) 退職給付引当金	626,549	629,797
(3) 役員退職慰労引当金	48,867	38,997
(4) 特例業務負担金引当金	65,423	71,041
負債の部合計	219,250,922	223,592,400

(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	9,521,160	9,270,987
(1) 出資金	555,970	539,260
(2) 資本準備金	969,361	969,361
(3) 利益剰余金	7,998,764	7,767,755
利益準備金	1,110,000	1,110,000
その他の利益剰余金	6,888,764	6,657,755
信用事業基盤強化積立金	1,163,000	1,063,000
施設整備積立金	438,000	438,000
有価証券価格変動積立金	300,000	200,000
経営基盤強化積立金	38,000	38,000
特別積立金	4,485,890	4,385,890
当期末処分剰余金	463,874	532,865
(うち当期剰余金)	(330,919)	(322,054)
(4) 処分未済持分	△2,935	△5,390
2 評価・換算差額等	△2,142,506	△1,028,426
その他有価証券評価差額金	△2,142,506	△1,028,426
純資産の部合計	7,378,654	8,242,560
負債及び純資産の部合計	226,629,576	231,834,961

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
1 事業総利益	1,527,827	1,554,887
事業収益	2,083,364	1,998,790
事業費用	555,537	443,903
(1) 信用事業収益	1,552,351	1,482,692
資金運用収益	1,420,657	1,403,160
(うち預金利息)	(1,033,784)	(1,017,698)
(うち有価証券利息)	(120,447)	(100,672)
(うち貸出金利息)	(130,747)	(130,032)
(うちその他受入利息)	(135,677)	(154,756)
役務取引等収益	25,073	22,059
その他事業直接収益	50,642	642
その他経常収益	55,977	56,830
(2) 信用事業費用	378,065	287,932
資金調達費用	196,452	157,536
(うち貯金利息)	(194,944)	(155,063)
(うち給付補てん備金繰入)	(1,223)	(2,150)
(うち借入金利息)	(283)	(322)
役務取引等費用	4,758	4,529
その他事業直接費用	38,871	—
その他経常費用	137,982	125,866
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5,269)	(△17,000)
信用事業総利益	1,174,286	1,194,760
(3) 共済事業収益	320,017	317,230
共済付加収入	298,146	301,816
その他の収益	21,871	15,414
(4) 共済事業費用	20,764	18,204
共済推進費	11,771	9,448
共済保全費	6,007	5,746
その他の費用	2,985	3,010
共済事業総利益	299,252	299,025
(5) 購買事業収益	122,895	100,555
購買品供給高	115,987	92,821
購買手数料	5,405	4,716
その他の収益	1,501	3,017
(6) 購買事業費用	102,710	81,767
購買品供給原価	101,283	80,152
その他の費用	1,426	1,615
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(△27)
購買事業総利益	20,184	18,787
(7) 販売事業収益	45,066	56,854
販売品販売高	40,830	52,743
販売手数料	3,759	3,662
その他の収益	476	448
(8) 販売事業費用	35,898	48,066
販売品販売原価	33,699	45,082
その他の費用	2,199	2,983
販売事業総利益	9,167	8,787

科 目	令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和5年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	
(9) 保管事業収益	232		279	
(10) 保管事業費用	82		157	
保管事業総利益	149		122	
(11) 利用事業収益	19,796		29,425	
(12) 利用事業費用	3,425		4,287	
利用事業総利益	16,370		25,137	
(13) 宅地等供給事業収益	22,054		20,114	
(14) 宅地等供給事業費用	956		574	
宅地等供給事業総利益	21,098		19,539	
(15) 指導事業収入	4,048		3,413	
(16) 指導事業支出	16,732		14,687	
指導事業収支差額	△12,683		△11,274	
2 事業管理費	1,263,453		1,231,043	
(1) 人件費	931,367		895,576	
(2) 業務費	111,703		114,412	
(3) 諸税負担金	75,939		81,471	
(4) 施設費	136,028		129,015	
(5) その他管理費用	8,414		10,567	
事業利益 (又は事業損失)	264,373		323,843	
3 事業外収益	161,210		145,505	
(1) 受取雑利息	41		47	
(2) 受取出資配当金	88,720		87,044	
(3) 賃貸料	40,379		40,324	
(4) 雑収入	32,068		18,088	
4 事業外費用	8,631		2,149	
(1) 寄付金	356		514	
(2) 雑損失	8,275		1,663	
(3) 貸倒引当金戻入益			△28	
経常利益 (又は経常損失)	416,952		467,199	
5 特別損失	0		53,702	
(1) 固定資産処分損	0		52,109	
肥料価格高騰対策費用	—		1,592	
税引前当期利益	416,952		413,497	
法人税・住民税及び事業税	91,564		79,455	
法人税等調整額	△5,531		11,987	
法人税等合計	86,033		91,443	
当期剰余金	330,919		322,054	
当期首繰越剰余金	132,954		141,811	
施設整備積立金取崩額	—		69,000	
当期末処分剰余金	463,874		532,865	

3. 注記表

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品及び買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 234,741千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 30,931千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア.算定方法

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ.主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ.翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
建 物	67,218
機 械 装 置	805
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	10,401
合 計	78,425

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

〈担保に供した資産等〉

(2) 為替決済の代用として定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

〈役員に対する金銭債権の総額〉

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 39,387千円

〈債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額〉

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：千円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	22,000
危 険 債 権	29,903
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	51,903

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が169,475千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次の表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	189,790,118	189,448,404	△ 341,714
有価証券	12,131,640	12,131,640	—
その他有価証券	12,131,640	12,131,640	—
貸出金	14,465,994	—	—
貸倒引当金（※）	△ 30,931	—	—
貸倒引当金控除後	14,435,063	14,421,142	△ 13,921
資 産 項 目 計	216,356,822	216,001,186	△ 355,635
貯金	217,234,509	216,838,444	△ 396,064
負 債 項 目 計	217,234,509	216,838,444	△ 396,064

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,363,720

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	189,645,408	144,710	—	—	—	—
有価証券	—	—	300,000	200,000	100,000	13,700,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	300,000	200,000	100,000	13,700,000
貸出金 (*1, *2, *3)	1,242,861	951,346	915,979	829,025	749,650	9,762,048
合 計	190,888,269	1,096,056	1,215,979	1,029,025	849,650	23,462,048

(*1) 貸出金のうち、当座貸越193,789千円については、「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等13,102千円は含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,980千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*)	213,514,297	1,005,101	2,246,446	72,162	348,573	47,926

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	10,474,146	8,538,130	△ 1,936,016
	地 方 債	—	—	—
	社 債	3,800,000	3,593,510	△ 206,490
合 計		14,274,146	12,131,640	△ 2,142,506

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	1,210,270	41,466	31,080
地 方 債	1,100,999	9,176	7,791

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	629,797
②退職給付費用	68,423
③退職給付の支払額	△ 53,389
④確定給付型年金制度への拠出金	△ 18,282
⑤期末における退職給付引当金(①+②+③+④)	626,549

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,184,953
②確定給付型年金制度の積立額	△ 558,404
③未積立退職給付債務(①+②)	626,549
退職給付引当金	626,549

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

項 目	金 額
①勤務費用	68,423
②退職給付費用	68,423

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金9,329千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、66,070千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,033
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13,975
	退 職 給 付 引 当 金	178,891
	未 払 事 業 税	5,895
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	18,644
	未 払 費 用 厚 生 年 金	1,375
	未 払 費 用 健 康 保 険	870
	不 在 組 合 員 出 資 金	41
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	612,756
	繰 延 消 費 税 超 過 額	11
	そ の 他	0
	小 計	847,497
	評 価 性 引 当 額	△ 612,756
	合 計	234,741
繰延税金負債	—	—
	合 計	—
繰 延 税 金 資 産 の 純 額		234,741

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法 定 実 効 税 率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.16
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.96
	事 業 分 量 配 当 金	△ 5.24
	住 民 税 均 等 割	0.15
	そ の 他	△ 0.37
税効果会計適用後の法人税等の負担率		20.63

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和5年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品および買取販売品	総平均法に基づく原価法

貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識し、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識し、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 229,209千円（繰延税金負債との相殺前）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 56,602千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア.算定方法

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ.主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ.翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

〈資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額〉

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建 物	67,218
機 械 装 置	805
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	10,669
合 計	78,693

(注)平成11年4月1日以降における固定資産の圧縮額の累計を計上しています。

〈担保に供した資産等〉

(2) 為替決済の代用として定期預金1,570,000千円、当座貸越契約の担保として定期預金500,000千円、手形借入金
金の担保として定期預金3,434,000千円を兵庫県信用農業協同組合連合会に差し入れています。

〈役員に対する金銭債権の総額〉

(3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 47,141千円

〈債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額〉

(4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45,638
危 険 債 権	73,745
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	119,384

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

〈金融商品の状況に関する事項〉

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として兵庫県信用農業協同組合連合会への預け金のほか、組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画室を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.2%上昇したものと想定した場合には、経済価値が245,902千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

〈金融商品の時価等に関する事項〉

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は次の表には含めていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	194,065,836	193,974,009	△ 91,827
有価証券	14,347,200	14,347,200	—
その他有価証券	14,347,200	14,347,200	—
貸出金	13,089,871	—	—
貸倒引当金 (*)	△ 53,980	—	—
貸倒引当金控除後	13,035,891	13,087,437	51,545
資 産 項 目 計	221,448,928	221,408,646	△ 40,281
貯金	219,721,624	219,686,243	△ 35,380
負 債 項 目 計	219,721,624	219,686,243	△ 35,380

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,362,250

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	193,921,126	—	144,710	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	500,000	200,000	14,700,000
貸出金 (*1, *2)	1,218,979	920,173	803,112	734,817	683,805	8,695,431
合 計	195,140,106	920,173	947,822	1,234,817	883,805	23,395,431

(*1) 貸出金のうち、当座貸越210,669千円については、「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等33,551千円は含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*)	216,475,649	2,148,941	797,135	132,421	83,218	84,257

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種 類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	1,099,883	1,186,160	86,276
	地 方 債	999,614	1,043,180	43,565
	社 債	600,000	604,790	4,790
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	9,976,128	8,851,720	△ 1,124,408
	地 方 債	100,000	96,710	△ 3,290
	社 債	2,600,000	2,564,640	△ 35,360
合 計		15,375,626	14,347,200	△ 1,028,426

(2) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	200,674	642	—

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算において、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	624,722
② 退職給付費用	67,305
③ 退職給付の支払額	△ 44,304
④ 確定給付型年金制度への拠出金	△ 17,926
⑤ 期末における退職給付引当金	629,797

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	1,184,281
② 確定給付型年金制度の積立額	△ 554,484
③ 未積立退職給付債務(①+②)	629,797
退職給付引当金	629,797

(4) 退職給付に関連する損益

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	67,305
② 臨時に支払った割増退職金	—
③ 退職給付費用(①+②)	67,305

(5) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金8,995千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより提出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、70,533千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

項 目		当 期 末
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	15,379
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	10,876
	退 職 給 付 引 当 金	175,650
	未 払 事 業 税	5,110
	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	19,813
	未 払 費 用 厚 生 年 金	1,407
	未 払 費 用 健 康 保 険	874
	不 在 組 合 員 出 資 金	97
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	286,828
	そ の 他	0
	小 計	516,037
	評 価 性 引 当 額	△286,828
	合 計	229,209
繰延税金負債	—	—
	合 計	—
繰 延 税 金 資 産 の 純 額		229,209

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項 目		当 期 末
法 定 実 効 税 率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.67
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.93
	事 業 分 量 配 当 金	△ 5.37
	住 民 税 均 等 割	0.15
	評 価 性 引 当 額 の 増 減	△ 0.13
	そ の 他	0.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率		22.11

8. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1. 当期末処分剰余金	463,874,013	532,865,351
2. 任意積立金取崩額	—	—
計	463,874,013	532,865,351
3. 剰余金処分額	321,682,159	399,910,528
(1) 利益準備金	1,940,000	—
(2) 任意積立金	220,000,000	300,000,000
(うち信用事業基盤強化積立金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち有価証券価格変動積立金)	(100,000,000)	(100,000,000)
(うち特別積立金)	(20,000,000)	(100,000,000)
(3) 出資配当金	21,472,500	20,292,674
(4) 事業分量配当金	78,269,659	79,617,854
4. 次期繰越剰余金	142,191,854	132,954,823

(注) 1. 出資配当は、出資金に対し次の配当割合です。

出資金に対する配当の割合

(令和6年度 4%、令和5年度 4%)

2. 事業分量配当金の基準は、次の通りです。

(令和6年度) 事業分量配当金は、以下の割合で「J A加古川南利用券」を交付します。

- ・受託販売品のファーマーズ（野菜等）販売額に対し5%、買取販売品の出荷米1袋（30kg）に対し100円、定期貯金の年間平均残高に対し0.06%

(令和5年度) 事業分量配当金は、以下の割合で「J A加古川南利用券」を交付します。

- ・受託販売品のファーマーズ（野菜等）販売額に対し5%、買取販売品の出荷米1袋（30kg）に対し100円、定期貯金の年間平均残高に対し0.06%

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(令和6年度 17,000,000円、令和5年度 17,000,000円)

任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は以下のとおりです。

(単位：千円)

種類	積立目的	取崩基準	積立目標額	当期末残高
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和及び信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。	信用事業総利益が大幅（前年度比10%以上）に減少した場合に減少相当額を取り崩すことができる。	期末貯金残高の1000分の10とする。	1,163,000
施設整備積立金	施設の新築、改築（建替え含む）、大規模な改装、修繕及び解体に要する資金を積み立てる。	当該施設の新築、改築（建替え含む）、改装、修繕及び解体を実施した日の属する決算において、当該年度の支出の相当額を参酌の上、取り崩すことができる。	6億円とする。	438,000
有価証券価格変動積立金	有価証券の価格変動リスク及び売買時における損失発生に備えるため積み立てる。	社会情勢の変化等により、有価証券の市場価格の大幅な変動により信用事業総利益が前年度に比べ大幅に減少し、信用事業の基盤に重大な影響が発生した場合に取り崩すことができる。	5億円とする。	300,000
経営基盤強化積立金	新たな会計基準の採用、会計基準の変更及び社会保険制度の変更等による損失の発生に備えるために積み立てる。	新たな会計基準の採用、会計基準の変更及び社会保険制度の変更等により、重大な損失が生じた場合に損失相当額を取り崩すことができる。	5千万円とする。	38,000

(注) 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参照し計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てるものとします。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月25日
加古川市南農業協同組合
代表理事組合長 岩坂 嘉邦

6. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和6年度	令和5年度
	（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）	（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	416,952	413,497
減価償却費	50,739	46,811
減損損失	—	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△25,700	△17,555
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,240	725
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△3,248	5,075
その他引当金等の増減額（△は減少）	4,252	△17,595
信用事業資金運用収益	△1,283,249	△1,247,190
信用事業資金調達費用	196,452	157,536
受取雑利息及び受取出資配当金	△88,762	△87,092
有価証券関係損益（△は益）	△13,501	△1,855
固定資産処分損益（△は益）	0	94,085
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△1,376,123	△601,728
預金の純増（△）減	4,271,000	5,657,000
貯金の純増減（△）	△2,487,114	△4,219,318
信用事業借入金の純増減（△）	△1,730,000	1,730,000
その他の信用事業資産の純増減（△）	31,339	9,581
その他の信用事業負債の純増減（△）	△101,283	107,284
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	△53,904	△56,853
未経過共済付加収入の純増減（△）	654	1,915
その他の共済事業資産の純増（△）減	△336	△194
その他の共済事業負債の純増減（△）	△546	905
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	3,294	1,824
棚卸資産の純増（△）減	△2,325	3,053
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△4,761	△3,725
経済受託債務の純増減（△）	11,610	△62
その他の経済事業資産の純増（△）減	△0	2
その他の経済事業負債の純増減（△）	△627	△424
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	23,446	△9,381
その他の負債の純増減（△）	△12,380	10,081
信用事業資金運用による収入	1,271,091	1,301,987
信用事業資金調達による支出	△171,347	△166,102
事業分量配当金の支払額	△79,617	△80,760
小 計	△1,155,240	3,031,522
雑利息及び出資配当金の受取額	88,762	87,092
法人税等の支払額	△79,781	△127,894
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,146,258	2,990,720
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,196,287	△3,291,223
有価証券の売却による収入	2,311,269	200,674
有価証券の償還による収入		599,932
固定資産の取得による支出	△7,002	△281,871
固定資産の処分による支出		△40,365
固定資産の売却による収入	1,231	
資産除去債務の履行による支出		△19,929
外部出資による支出	△1,470	△141,080
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,107,740	△2,973,863

科 目	令和6年度	令和5年度
	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	42,625	56,795
出資の払戻しによる支出	△25,590	△37,955
持分の取得による支出	△2,935	△5,390
持分の譲渡による収入	5,390	3,355
出資配当金の支払額	△20,292	△19,695
財務活動によるキャッシュ・フロー	△802	△2,890
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△39,320	13,966
6 現金及び現金同等物の期首残高	294,876	280,910
7 現金及び現金同等物の期末残高	255,555	294,876

キャッシュフロー計算書に関する注記

(1) キャッシュフロー計算書における資金の範囲

キャッシュフロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金、および通知預金であります。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和6年度)	(令和5年度)
現金および預金勘定	190,040,265 千円	194,350,586 千円
別段預金及び定期性預金	△189,784,710 千円	△194,055,710 千円
現金および現金同等物	255,555 千円	294,876 千円

7. 部門別損益計算書

(令和6年度)

(単位：千円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管理費等
事業収益①	2,086,462	1,552,351	320,017	73,313	136,832	3,948	
事業費用②	558,635	378,065	20,764	58,144	92,512	9,149	
事業総利益③ (①－②)	1,527,827	1,174,286	299,252	15,169	44,319	△5,200	
事業管理費④	1,263,453	743,197	253,316	86,775	130,905	49,259	
(うち減価償却費⑤)	(51,230)	(29,695)	(6,724)	(4,223)	(4,131)	(6,455)	
※うち共通管理費⑥		322,758	73,285	30,898	38,038	18,341	△483,322
(うち減価償却費⑦)		(28,032)	(6,365)	(2,683)	(3,303)	(1,592)	(△41,977)
事業利益⑧ (③－④)	264,373	431,088	45,936	△71,605	△86,586	△54,459	
事業外収益⑨	161,210	107,655	24,444	10,306	12,687	6,117	
※うち共通分⑩		107,655	24,444	10,306	12,687	6,117	△161,210
事業外費用⑪	8,631	5,764	1,308	551	679	327	
※うち共通分⑫		5,764	1,308	551	679	327	△8,631
経常利益⑬ (⑧＋⑨－⑪)	416,952	532,979	69,072	△61,851	△74,578	△48,669	
特別損失⑭	0	0	0	0	0	0	
※うち共通分⑮		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益⑯ (⑬－⑭)	416,952	532,979	69,072	△61,851	△74,578	△48,669	
営農指導事業分配賦額⑰		37,280	9,500	481	1,407	△48,669	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑱ (⑯－⑰)	416,952	495,698	59,571	△62,333	△75,985		

※損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」欄とは一致しません。

※⑥、⑩、⑫、⑮は、各事業に配賦した共通管理費の額

※(1) 事業の区分については、農業協同組合法施行規則第143条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、共済事業、農業関連事業及び生活その他事業の4区分とし、各区分に帰属する事業が規定されています。当JAの農業関連事業及び生活その他事業に帰属する事業は以下のとおりです。

農業関連事業：組合員に必要な物資の供給（肥料・農薬等の生産資材の購買事業）

組合員の生産する物資の保管または販売（保管事業及び販売事業）

生活その他事業：組合員に必要な物資の供給（生活物資の購買事業）

組合員の生活に必要な共同利用施設の設置（保育園の事業）

宅地等供給事業

指導事業のうち営農指導事業に属さない指導事業（生活指導事業）

(2) 営農指導事業及び上記4区分のどの事業にも属さない収益及び費用（共通管理費等）については、その全額を上記4区分の事業に配賦しています。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等 [人頭割＋人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)＋事業総利益割]の平均値

(2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

2.配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	66.7	15.1	6.3	7.8	3.7	100.0
営農指導事業	76.5	19.5	0.9	2.8		100.0

8. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益（事業収益）	1,580	1,573	1,610	1,554	1,527
信用事業収益	1,182	1,200	1,262	1,194	1,174
共済事業収益	324	308	287	299	299
農業関連事業収益	18	16	15	15	15
その他事業収益	58	51	50	49	44
経常利益	445	478	509	467	416
当期剰余金	279	363	375	322	330
出資金 （出資口数）	513 (102,734)	497 (99,409)	509 (101,827)	539 (107,852)	555 (111,194)
純資産額	8,778	8,738	8,510	8,242	7,378
総資産額	233,602	235,746	234,634	231,834	226,629
貯金等残高	223,050	224,794	223,940	219,721	217,234
貸出金残高	10,689	11,513	12,488	13,089	14,465
有価証券残高	10,092	13,079	12,372	14,347	12,131
剰余金配当金額	103	102	100	99	99
出資配当額	20	19	19	20	21
特別配当額 （事業利用分量配当額）	82	82	80	79	78
職員数	117	109	109	112	108
単体自己資本比率	12.26	12.81	13.22	13.53	14.45

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度	増 減
資金運用収支	1,224	1,245	△21
役務取引等収支	20	17	2
その他信用事業収支	△70	△68	△1
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	980 (0.444)	1,012 (0.450)	△31 (△0.006)
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,681 (0.729)	1,699 (0.725)	△18 (0.004)
事業純益	420	486	△65
実質事業純益	417	468	△50
コア事業純益	406	468	△61
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	406	468	△61

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益
－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）
－信用事業費用（その他経常費用を除く。）
＋金銭の信託運用見合費用
3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益
－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金
＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

３．資金運用収支の内訳

(単位：百万円、％)

項 目	令和 6 年度			令和 5 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	220,081	1,420	0.645	224,118	1,403	0.626
うち預金	190,805	1,169	0.612	197,569	1,172	0.593
うち有価証券	15,614	120	0.771	13,797	100	0.729
うち貸出金	13,660	130	0.957	12,751	130	1.019
資金調達勘定	218,821	196	0.089	222,777	157	0.070
うち貯金・定期積金	218,767	196	0.089	222,727	157	0.070
うち借入金	53	0	0.532	49	0	0.645
総資金利ざや	—	—	0.363	—	—	0.371

- (注) １．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
 ２．資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

４．受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 5 年度増減額
受 取 利 息	17	△103
うち預金	△2	△105
うち有価証券	19	13
うち貸出金	0	△11
支 払 利 息	38	△25
うち貯金・定期積金	38	△25
うち譲渡性貯金	0	—
うち借入金	0	0
差引	△21	△77

- (注) １．増減額は前年度対比です。
 ２．受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
流 動 性 貯 金	63,338 (28.9)	60,689 (27.2)	2,648
定 期 性 貯 金	155,412 (71.0)	162,028 (72.7)	△6,615
そ の 他 の 貯 金	14 (0.0)	6 (0.0)	7
計	218,766 (100.0)	222,725 (100.0)	△3,959
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	－ (－)	－
合 計	218,766 (100.0)	222,725 (100.0)	△3,959

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
定期貯金	151,559 (100.0)	156,710 (100.0)	△5,151
うち固定金利定期	151,558 (99.9)	156,707 (99.9)	△5,148
うち変動金利定期	0 (0.0)	3 (0.0)	△3

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
手形貸付	－ (－)	－ (－)	0
証書貸付	13,469 (98.5)	12,414 (97.3)	1,055
当座貸越	194 (1.4)	203 (1.5)	△8
割引手形	－ (－)	－ (－)	－
金融機関貸付	0 (0.0)	133 (1.0)	△133
合 計	13,664 (100.0)	12,751 (100.0)	912

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
固定金利貸出	4,235 (29.2)	4,234 (32.3)	1
変動金利貸出	10,229 (70.7)	8,854 (67.6)	1,375
合 計	14,465 (100.0)	13,089 (100.0)	1,376

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
貯金・定期積金等	256	339	△83
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	3,541	3,788	△247
その他担保物	—	—	—
小 計	3,797	4,127	△330
農業信用基金協会保証	7,901	6,742	1159
その他保証	2,767	2,220	547
小 計	10,668	8,962	1,706
信用	—	—	—
合 計	14,465	13,089	1,376

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
設備資金	12,483 (86.3)	11,674 (89.2)	809
運転資金	1,982 (13.7)	1,415 (10.8)	567
合 計	14,465 (100.0)	13,089 (100.0)	1,376

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農業	24 (0.1)	31 (0.2)	△7
林業	－ (－)	－ (－)	－
水産業	－ (－)	－ (－)	－
製造業	132 (0.9)	66 (0.5)	66
鉱業	12 (0.0)	6 (0.0)	5
建設・不動産業	110 (0.7)	125 (0.9)	△14
電気・ガス・熱供給・水道業	4 (0.0)	3 (0.0)	1
運輸・通信業	112 (0.7)	119 (0.9)	△7
金融・保険業	159 (1.1)	132 (1.0)	27
卸売・小売・サービス業・飲食業	264 (1.7)	194 (1.4)	69
地方公共団体	－ (－)	－ (－)	－
非営利法人	－ (－)	－ (－)	－
その他	13,644(94.3)	12,408(94.7)	1,235
合 計	14,465(100.0)	13,089(100.0)	1,376

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
農業	6	6	△0
穀作	3	4	△1
野菜・園芸	2	2	△0
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1	—	0
農業関連団体等	—	—	—
合計	6	6	△0

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
プロパー資金	6	6	△0
農業制度資金	—	—	—
農業近代化資金	—	—	—
その他制度資金	—	—	—
合計	6	6	△0

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	22	8	—	13	22
	5年度	45	9	—	36	45
危 険 債 権	6年度	29	29	—	—	29
	5年度	73	73	—	—	73
要 管 理 債 権	6年度	—	—	—	—	—
	5年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	6年度	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	6年度	—	—	—	—
		5年度	—	—	—	—
小 計	6年度	51	38	—	13	51
	5年度	119	83	—	36	119
正 常 債 権	6年度	14,419				
	5年度	12,979				
合 計	6年度	14,471				
	5年度	13,098				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 5 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	20	17	—	20	17	38	20	—	38	20
個別貸倒引当金	36	13	20	15	13	36	36	0	35	36
合 計	56	30	20	36	30	74	56	0	73	56

- ⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 5 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	8	174	7	167
	金 額	16,816	39,016	19,026	34,959
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	134	0	3	3
雑 為 替	件 数	0	0	0	0
	金 額	84	6,647	40	4,883
合 計	件 数	9	176	7	169
	金 額	17,036	45,664	19,069	39,846

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
国 債	11,107	10,578	528
地 方 債	880	1,104	△223
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	3,627	2,115	1,511
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	15,614	13,797	1,817

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	—	—	—	—	—	8,538	—	8,538
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	297	294	—	2,644	358	—	3,593
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 5 年度								
国 債	—	—	—	434	751	8,851	—	10,037
地 方 債	—	—	207	205	519	207	—	1,139
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	502	—	2,280	386	—	3,169
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 6 年度			令和 5 年度		
		取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額	取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	2,699	2,834	134
	国債	—	—	—	1,099	1,186	86
	地方債	—	—	—	999	1,043	43
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	600	604	4
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	2,699	2,834	134
貸借対照表 計上額が取 得原価又は 償却原価を 超えないも の	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	—	—	—	12,676	11,513	△1,163
	国債	10,474	8,538	△1,936	9,976	8,851	△1,124
	地方債	—	—	—	100	96	△3
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,800	3,593	△206	2,600	2,564	△35
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	14,274	12,131	△2,142	12,676	11,513	△1,163
合 計		14,274	12,131	△2,142	15,375	14,347	△1,028

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 5 年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	479	280

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和 6 年度	令和 5 年度
残高有り投資信託 口座数	436	319

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 5 年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終身共済	10,495	61,874	10,448	64,317
	定期生命共済	199	1,308	203	1,308
	養老生命共済	2,724	8,118	3,120	9,494
	うちこども共済	2,158	5,462	2,247	5,805
	医療共済	3,534	1,802	3,572	1,940
	がん共済	1,088	215	1,115	238
	定期医療共済	125	221	139	226
	介護共済	1,213	3,391	1,138	3,062
	認知症共済	40		34	
	生活障害共済	464		465	
	特定重度疾病共済	422		405	
	年金共済	7,257	45	7,434	45
	建物更生共済	5,829	83,389	5,908	83,102
合 計		33,390	160,365	33,981	163,734

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 5 年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済		3,534	11 236	3,572	12 218
がん共済		1,088	6	1,115	6
定期医療共済		125	0	139	0
合 計		4,747	18 236	4,826	20 218

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,213	3,990	1,138	3,556
認知症共済	40	64	34	48
生活障害共済（一時金型）	312	2,160	309	2,134
生活障害共済（定期年金型）	152	127	156	128
特定重度疾病共済	422	404	405	391

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 5 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,537	3,862	5,787	4,038
年金開始後	1,720	1,016	1,647	957
合 計	7,257	4,879	7,434	4,995

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 6 年度			令和 5 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	954	14,023	12	979	14,699	12
自動車共済	3,477		185	3,427		159
傷害共済	1,260	2,909	2	1,568	3,583	2
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	101		0	103		0
自賠責共済	859		14	879		14
合 計	6,651		214	6,956		189

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

①受託購買品

該当する取引はありません。

②買取購買品

(単位：千円)

種 類		令和6年度	令和5年度
		供給高	供給高
生産資材	肥 料	22,928	23,185
	農 薬	8,909	9,287
	飼 料	17	32
	農業機械	893	1,308
	自動車(除く二輪)	—	—
	燃 料	—	—
	その他	7,347	6,929
	計	40,146	40,743
生活物資	食 品	米	22,282
		生鮮食品	—
		一般食品	20,258
	衣料品		1,375
	耐久消費財		34,404
	日用保健雑貨		11,479
	家庭燃料		—
	そ の 他		49,796
	計		139,597
合 計		179,743	154,320

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和5年度
	取扱高	取扱高
米	2,201	1,318
麦	—	—
豆・雑穀	—	—
野 菜	44,325	43,531
果 実	—	—
花き・花木	—	—
畜 産 物	—	—
林 産 物	—	—
そ の 他	—	—
合 計	46,527	44,849

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品

(単位：千円)

種 類	令和 6 年度	令和 5 年度
	取扱高	取扱高
米	40,830	52,743
合 計	40,830	52,743

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項目	令和 6 年度	令和 5 年度
収益	232	279
費用	82	157
差引	149	122

(4) その他の事業取扱実績

・利用事業

(単位：千円)

項目		金額	
		令和 6 年度	令和 5 年度
収入	保育料	14,949	21,239
	その他	4,847	8,186
	計	19,796	29,425
支出	管理料	49	61
	その他	3,376	4,226
	計	3,425	4,287

・宅地等供給事業

(単位：千円)

項目		金額	
		令和 6 年度	令和 5 年度
収入	手数料	21,836	20,114
	その他	217	—
	計	22,054	20,114
支出	雑費	956	574
	その他	—	—
	計	956	574

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
総資産経常利益率	0.181	0.199	△0.018
資本経常利益率	4.572	5.239	△0.666
総資産当期純利益率	0.143	0.137	0.006
資本当期純利益率	3.628	3.611	0.017

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
貯貸率	期 末	6.659	5.957	0.701
	期中平均	6.244	5.725	0.519
貯証率	期 末	5.584	6.529	△0.945
	期中平均	7.137	6.194	0.942

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,421	9,171
うち、出資金及び資本準備金の額	1,525	1,508
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,998	7,767
うち、外部流出予定額 (△)	99	99
うち、上記以外に該当するものの額	△2	△5
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	17	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	17	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,439	9,191
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するもの	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するもの	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	9,439	9,191
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,049	64,795
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		—
うち、上記以外に該当するものの額		—

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
勘定間の振替分	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,260	3,121
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	65,309	67,917
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.45	13.53

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 6 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額	所要
	現金	284	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,084	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	1,102	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	194,068	38,813	1,552
	法人等向け	3,270	1,519	60
	中小企業等向け及び個人向け	1,319	323	12
	抵当権付住宅ローン	2,752	948	37
	不動産取得等事業向け	376	371	14
	三月以上延滞等	38	1	0
	取立未済手形	52	10	0
	信用保証協会等保証付	6,745	669	26
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	92	92	3
	（うち出資等のエクスポージャー）	92	92	3
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	11,606	22,045	881
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,269	18,173	726
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	101	254	10
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	4,235	3,616	144

	証券化	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクス	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	232,795	64,795	2,591
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）		232,795	64,795	2,591
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		3,121		124
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		67,917		2,716

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額
8. JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	250	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,481	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	189,841	37,968	1,518
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,806	1,482	59
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	1,752	455	18
	（うちトランザクター向け）	18	8	0
	不動産関連向け	4,853	1,615	64
	（うち自己居住用不動産等向け）	1,617	448	17
	（うち賃貸用不動産向け）	3,235	1,167	46
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	13	0	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
	取立未済手形	41	8	0
	信用保証協会等による保証付	7,904	784	31
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	94	94	3
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	9,638	20,640	825
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,269	18,173	726
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	65	162	6

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	2,304	2,304	92
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計		228,678	63,049	2,521
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		228,678	63,049	2,521
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		—	—	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		2,260	90	
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		65,309	2,612	

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,260
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	90
B I	1,506
B I C	180

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和5年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	228,678	14,523	14,288	—	13	232,795	13,104	15,392	—	38
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	228,678	14,523	14,288	—	13	232,795	13,104	15,392	—	38
業種別	法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	法人	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		建設・不動産業	44	44	—	—	56	56	—	—	—
		電気・ガス・熱供給・水道業	3,606	—	3,606	—	3,105	—	3,105	—	—
		運輸・通信業	200	—	200	—	100	—	100	—	—
		金融・保険業	197,152	—	—	—	201,390	—	—	—	—
		卸売・小売・飲食・サービス業	131	37	—	—	129	37	—	—	—
		日本国政府・地方公共団体	10,481	—	10,481	—	12,186	—	12,186	—	—
		上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	14,441	14,441	—	—	13	13,015	13,009	—	—	38
	その他	2,619	—	—	—	—	2,810	—	—	—	—
	業種別残高計	228,678	14,523	14,288	—	13	232,795	13,104	15,392	—	38
残存期間別	1年以下	190,042	201	—	—		194,246	178	—	—	
	1年超3年以下	629	328	300	—		371	371	—	—	
	3年超5年以下	999	699	300	—		1,234	532	701	—	
	5年超7年以下	701	701	—	—		1,157	555	601	—	
	7年超10年以下	3,982	1,177	2,804	—		4,532	1,028	3,504	—	
	10年超	22,052	11,170	10,882	—		20,743	10,159	10,584	—	
	期限の定めのないもの	10,270	245	—	—		10,509	278	—	—	
	残存期間別残高計	228,678	14,523	14,288	—		232,795	13,104	15,392	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		20	17	—	20	17		38	20	—	38	20	
個別貸倒引当金		36	13	20	15	13		36	36	0	35	36	
	国 内	36	13	20	15	13		36	36	0	35	36	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地 域 別 計	36	13	20	15	13		36	36	0	35	36	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	36	13	20	15	13	—	36	36	0	35	36	—
業 種 別 計		36	13	20	15	13	—	36	36	0	35	36	—

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	250	—	250	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	10,481	—	10,481	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	189,841	—	189,841	—	37,968	20
（うち第一種金融商品取引業者及	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	3,806	—	3,806	—	1,482	39
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,707	444	1,540	45	455	29
（うちトランザクター向け）	45	—	188	—	18	8	45
不動産関連向け	20～150	4,853	—	4,814	—	1,615	34
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	1,617	—	1,609	—	448	28
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,235	—	3,204	—	1,167	36
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	0	—	0	—	0	49
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	41	—	41	—	8	20
信用保証協会等による保証付	0～10	7,904	—	7,840	—	784	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	94	—	94	—	94	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

上記以外	100～ 1250	9,638	—	9,638	0	20,640	214
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～ 400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	7,269	—	7,269	—	18,173	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	65	—	65	—	162	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,304	0	2,304	0	2,304	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期 STC 要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	63,049	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,481,996		—		—		—		—		0	10,481,996		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—		—		—		—		—		—	—		
国際決済銀行等向け	—		—		—		—		—		—	—		
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
地方三公社向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計	
国際開発銀行向け	—		—		—		—		—		—	—	—	
	20%		30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	189,841,612		—	—	—	—	—	—	—	0	189,841,612			
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	10%		15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,401,527	2,405,225	—	—	—	—	—	—	0	3,806,752				
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	100%		150%		250%		400%		その他		合計			
劣後債権及びその他資本性証券等	—		—		—		—		—		—			
株式等	—		—		94,125		—		0		94,125			
	45%			75%			100%			その他			合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	18,840			105,188			46,862			1,415,419			1,586,309	
（うちトランザクター向け）	18,840			—			—			0			18,840	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	627,127	210,199	218,340	—	—	—	59,801	273,320	—	—	—	220,304	1,609,091	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	2,167,155	318,989	—	383,162	—	120,967	214,707	—	—	—	1	3,204,981		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	—		—		—		—		—		—		—	
	60%				その他					合計				
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	—				—					—				
	100%				150%			その他			合計			
不動産関連向け（うちADC向け）	—				—			—			—			
	50%			100%			150%			その他			合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—			—			—			49			49	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—			—			—			—			—	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	250,147		—		—		—		0		250,147			
取立未済手形	—		—		41,776		—		0		41,776			
信用保証協会等による保証付	0		7,839,921		—		0		822		7,840,743			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—			
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—			

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	12,874	12,874
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	6,690	6,690
	リスク・ウェイト 20%	400	195,365	195,765
	リスク・ウェイト 35%	—	2,686	2,686
	リスク・ウェイト 50%	2,805	710	3,515
	リスク・ウェイト 75%	—	106	106
	リスク・ウェイト 100%	—	3,785	3,785
	リスク・ウェイト 150%	—	—	—
	リスク・ウェイト 250%	—	7,371	7,371
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	—
計		3,205	229,589	232,795

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相当 額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	215,228	—		214,961
40%～70%	3,246	188	10%	3,264
75%	295	239	10%	319
80%	—	—	—	—
85%	69	—	—	69
90%～100%	47	0	10%	46
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	94	—	—	94
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	15	10%	1
合計	218,981	444	10%	218,757

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	57	1,021	—
抵当権住宅ローン	—	43	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	40	850	—
合 計	97	1,915	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	51	1,288	—
自己居住用不動産等向け	—	437	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャ	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	51	1,725	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P.13「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇B I の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）および FC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	7,363	7,363	7,362	7,362
合 計	7,363	7,363	7,362	7,362

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その
他有価証券の評価損益等）
該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連
会社株式の評価損益等）
該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールにつとめています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理につとめています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減につとめています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	776	1,152	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	124	27
3	スティープ化	1,108	1,358		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	282	131		
7	最大値	1,108	1,358	124	27
		令和6年度		令和5年度	
8	自己資本の額	9,439		9,191	

非上場	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	32
2	理事及び監事の氏名及び役職名	34
3	会計監査人の氏名又は名称	60
4	事務所の名称及び所在地	35
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	35
6	主要な業務の内容	18
7	事業の概況	6
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数 (13) 信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	61
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	64～71
10	リスク管理の体制	13～14
11	法令遵守の体制	15
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	11
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	15～16
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36～56
15	直近2事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	68
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	69
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	77～82
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	70～71
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	69
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	69
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	60

